

データ資料35 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況  
(18年3月末現在)

保健所	市 町 村	種 項 施設	一般粉じん					特定粉じん			
			2	3	4	5	合 計	工場 ・ 事業場数	2	合 計	工場 ・ 事業場数
			鉱物 ・ 土石 堆積場	ベルト コンベア ・ バケツト コンベア	破碎機 ・ 摩砕機	ふるい			混合機		
乙訓	向日市		3	2	2	7	1				
	長岡京市			2		2	2				
	大山崎町			1		1	1				
	小 計		3	5	2	10	4				
山城北	宇治市	3	23	9	6	41	4				
	城陽市		5			5	1				
	久御山町										
	八幡市	3				3	2				
	京田辺市	1				1	1				
	井手町		1			1	1				
	宇治田原町										
	小 計	7	29	9	6	51	9				
山城南	山城町		2		1	3	1				
	木津町										
	加茂町										
	笠置町										
	和束町		18	1		19	1				
	精華町										
	南山城村										
小 計		20	1	1	22	2					
南丹	亀岡市	2	62	29	22	115	6				
	南丹市	1	12			13	1				
	京丹波町		12	2	3	17	1				
	小 計	3	86	31	25	145	8				
中丹西	福知山市	12	46	22	7	87	9				
	小 計	12	46	22	7	87	9				
中丹東	舞鶴市	23	50	14	10	97	12				
	綾部市	1				1	1				
	小 計	24	50	14	10	98	13				
丹後	宮津市	3	1	1		5	1				
	京丹後市	5	3	3	2	13	3				
	与謝野町				1	1	1				
	伊根町					0					
小 計	8	4	4	3	19	5					
計		47	769	85	53	1,481	57	0	0	0	
京 都 市		11	60	19	15	105	21				
合 計		58	829	104	68	1,586	78	0	0	0	

(注) 電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等で、大気汚染防止

法第27条第3項の規定による国の行政機関の長から通知があったものを含まず。